特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務基礎項目評価書【令和6年5月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桶川市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務等における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
埼玉県桶川市長

公表日
令和6年7月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務
②事務の概要	・電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税の世帯等に対して、支援金の給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、支給要件の確認に必要な税情報等の情報照会に使用する。
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法第9条第1項　別表の135の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号、別表の135の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係　埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部社会福祉課　埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務基礎項目評価書	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務基礎項目評価書【令和6年5月31日終了】	事後	事務が終了したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一の101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 番号法第９条第１項　別表の１３５の項	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報照会の根拠） ・番号法第１９条第８号、別表第二の１２１の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第５９条の４	（情報照会の根拠） 番号法第１９条第８号、別表の１３５の項	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和6年5月31日時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和6年5月31日時点	事後	見直しを実施したため